

公益社団法人熊本県トラック協会の  
運営に関する細則

公益社団法人 熊本県トラック協会

# (公社) 熊本県トラック協会の運営に関する細則

## (目 的)

第1条 この細則は、定款第66条の規程に基づき公益社団法人熊本県トラック協会（以下「本協会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (支部の運営)

第2条 支部の運営は、定款及びこの細則に定めるほか、定款第2条の2第3項に基づき別に定める支部運営規程その他関係規程の定めるところによるものとする。

## (入会申込書)

第3条 定款第5条第1項に定める会員（正会員及び賛助会員をいう。以下同じ。）の、定款第6条第1項に定める入会申込書は、それぞれ第1号様式及び第2号様式によるものとし、支部を通じて、本部へ提出する。

2 支部会員になろうとする者の支部への入会申込書は、支部運営規程第5条1項に基づき各支部が定める支部規約によるものとする。

## (入会の基準等)

第4条 定款第6条第1項に基づく理事会の入会承認基準は、会員ごとに次に掲げる要件を充足する者とする。

- (1) 会員になろうとする者が、前条の入会申込書を提出して、任意の意思表示を行っていること。
- (2) 会員になろうとする者は、定款第9条（除名）第1項各号に定める事由に該当しないこと。なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者など、その他の反社会的勢力に属する者でないこと。
- (3) 正会員になろうとする者は、貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業又は、特定貨物自動車運送事業の許可証の交付を受けていること。

- (4) 正会員になろうとする者は、入会金及び会費規程に定める入会金及び会費を納入すること。
- (5) 賛助会員（第一種貨物利用運送事業者を除く。）になろうとする者は、入会金及び会費規程に定める会費（年会費）を納入すること。
- (6) 会員になろうとする者は、支部会員であること。
- (7) 会員になろうとする者は、陸災防熊本県支部、及び熊ト協政策研究会に加入している者（本協会への入会申し込みと同時に陸災防熊本県支部、熊ト協政策研究会に入会申し込みをして加入した者を含む）であること。

2. 前項に承認基準の適用は、当該申込者が賛助会員の場合は、申し込みの目的、実運送の状況等を勘案して行うものとする。

（指定代表者の届出等）

第5条 定款第6条第2項に基づく指定代表者届は、第3号様式によるものとする。

2 定款第6条第3項に基づく指定代表者変更届は、第4号様式によるものとする。

3 定款第6条第4項に基づく指定代表者一時変更届は、第5号様式によるものとする。

（入会金及び会費）

第6条 定款第7条に基づく正会員の入会金及び会費、賛助会員の会費、並びに支部会員の入会金及び会費は、別に定める入会金及び会費規程の定めるところによる。

（退会届）

第7条 定款第8条に基づく退会届は、第7号様式によるものとする。

2 支部会員の退会届は、支部運営規程第5条1項に基づき各支部が定める支部規約によるものとする。

（会長の任期及び役員等の職務）

第8条 定款第24条第4項中の会長の選任にあたっては、5期10年を限度とするものとする。

2 定款第25条第2項から同条第4項に定める役員及び第64条第3項に定める事務局長その他の重要な職員（管理職以上の職員をいう。）の職務については、別に定める職務管理規程の定めるところによる。

3 定款第2条の2第2項に定める支部長の職務については、別に定める職務管理規程の定めるところによる。

（役員の報酬等）

第9条 定款第29条に基づく常勤役員の報酬は、別に定める役員報酬及び費用に関する規程の定めるところによる。

（総会等会議の運営）

第10条 定款第4章及び第6章に基づく総会等の運営に関する必要事項は、会議運営規則の定めるところによる。

（委員会等の設置）

第11条 定款第45条に基づく委員会及び部会の設置については、別に定める専門委員会規約及び専門部会規約の定めるところによる。

（会計処理）

第12条 定款第9章に基づく財産及び会計については、本協会の適正かつ円滑な会計処理を図るため、別に定める会計処理規程の定めるところによる。

（事務局の設置等）

第13条 定款第64条に基づく事務局の設置等については、別に定める事務局規程の定めるところによる。

（細則の改廃）

第14条 この細則の改廃については、理事会の議決を経て行う。

付則

1 本細則は、平成15年6月1日より施行する。

2 平成25年 3月22日改定（平成25年4月1日から適用する。）

3 平成31年 1月25日改定（平成31年4月1日から適用する。）

4 令和 2年 9月 1日改定（令和2年9月1日から適用する。）

- 5 令和 2年 11月 26日改定（令和2年11月26日から適用する。）
- 6 令和 4年 3月 18日改定（令和4年4月1日から適用する。）
- 7 令和 6年 5月 16日改定（令和6年5月16日から適用する。）



## 入会申込書

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会長 殿

住所  
会社名  
代表者氏名 印  
電話  
FAX  
メール  
(常時連絡可能な代表メールアドレスを記入して下さい。)

私（弊社）は、貴協会の目的に賛同し、定款及び諸規程を順守することを申し添え入会申込みをいたします。

年 月 日

1. 会員の種別 正会員

2. 許可（認可）年月日・許可（認可）番号

年 月 日 第 号

(既存の許可事業者であって、熊本県に新たに営業所を設置した場合は認可年月日等を記入。)

3. 営業種別（該当する事業を○で囲んでください。）

① 一般貨物自動車運送事業 ② 特定貨物自動車運送事業

4. 許可車両数

車両総台数 \_\_\_\_\_ 台

内訳：普通車両 \_\_\_\_\_ 台、小型車両 \_\_\_\_\_ 台、けん引車 \_\_\_\_\_ 台、被けん引車 \_\_\_\_\_ 台

5. 営業所の名称、所在地及び電話番号・FAX番号

(1) \_\_\_\_\_ 営業所 所在地：

Tel：

Fax：

(2) \_\_\_\_\_ 営業所 所在地：

Tel：

Fax：

6. 決算月 \_\_\_\_\_ 月

7. 反社会的勢力ではないことの表明・確約書 ※内容確認後、□に✓を入れてください。

私〔弊社（役員及び経営に実質的に関与している者を含む）〕は、入会を申し込むにあたり、以下の内容を表明、確約<□いたします>。

1. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力(裏面1参照)のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者との関係(裏面2参照)にいずれも該当しないことを表明、確約いたします。
3. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等(裏面3参照)を行わないことを表明、確約いたします。
4. これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名処分とされても一切異議申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(弊社)の責任とすることを表明、確約いたします。

## 裏面

### 1. 反社会的勢力

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

### 2. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)との関係

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 3. 暴力的な要求行為等

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

## 入会申込書

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会長 殿

団体名

所在地

代表者氏名

印

電話

FAX

私の団体は、貴協会の目的に賛同し、定款及び諸規程を順守することを申し添え入会申込みをいたします。

年 月 日

1. 会員の種別

賛助会員

2. 団体設立年月日

年 月 日

3. 団体設立の目的

4. その他

5. 反社会的勢力ではないことの表明・確約書 ※内容確認後、に✓を入れてください。

私〔弊社（役員及び経営に実質的に関与している者を含む）〕は、入会を申し込むにあたり、以下の内容を表明、確約いたします。

1. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力(裏面1参照)のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者との関係(裏面2参照)にいずれも該当しないことを表明、確約いたします。
3. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等(裏面3参照)を行わないことを表明、確約いたします。
4. これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名処分とされても一切異議申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(弊社)の責任とすることを表明、確約いたします。

## 裏面

### 1. 反社会的勢力

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

### 2. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)との関係

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 3. 暴力的な要求行為等

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第3号様式（第5条第1項関係）

## 指 定 代 表 者 届

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会 長 殿

住 所  
会社名  
代表者氏名  
電 話  
F A X

印

貴協会の定款第6条に基づき、弊社の代表者に次の者を指定したのでお届けいたします。

年 月 日

記

会 社 名	役 職 名	氏 名	電話・F A X
			TEL  FAX

反社会的勢力ではないことの表明・確約書 ※内容確認後、□に✓を入れてください。

私 指定代表者については、指定代表者届の提出にあたり、以下の内容を表明、確約<□いたします>。

1. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力(裏面1参照)のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者との関係(裏面2参照)にいずれも該当しないことを表明、確約いたします。
3. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等(裏面3参照)を行わないことを表明、確約いたします。
4. これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名処分とされても一切異議申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(弊社)の責任とすることを表明、確約いたします。

## 裏面

### 1. 反社会的勢力

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

### 2. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)との関係

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 3. 暴力的な要求行為等

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第4号様式（第5条第2項関係）

## 指定代表者変更届

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会 長 殿

住 所  
会社名  
代表者氏名  
電 話  
F A X

印

貴協会の定款第6条に基づき、弊社の指定代表者を、次の者に変更したのでお届けていたします。

年 月 日

記

会 社 名	役 職 名	氏 名	電話・F A X
			TEL
			FAX

反社会的勢力ではないことの表明・確約書 ※内容確認後、に✓を入れてください。

**私 指定代表者については、指定代表者変更届の提出にあたり、以下の内容を表明、確約＜いたします＞。**

1. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力(裏面1参照)のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者との関係(裏面2参照)にいずれも該当しないことを表明、確約いたします。
3. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等(裏面3参照)を行わないことを表明、確約いたします。
4. これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名処分とされても一切異議申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(弊社)の責任とすることを表明、確約いたします。

## 裏面

### 1. 反社会的勢力

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

### 2. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)との関係

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 3. 暴力的な要求行為等

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

## 指定代表者一時変更届

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会 長 殿

住 所  
会社名  
代表者氏名  
電 話  
F A X

印

貴協会の定款第6条第4項の規定に基づき、弊社の指定代表者としての権利行使を、次のとおり一時的に変更するのでお届けいたします。

年 月 日

記

1. 会議名

[ ]

2. 議題

通常総会等における議題等に対する一切の権利行使（議決権及び質問権）

3. 権利行使者

会 社 名	役 職 名	氏 名	電話・F A X
			TEL
			FAX

4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約書 ※内容確認後、にを入れてください。

私 指定代表者については、指定代表者一時変更届の提出にあたり、以下の内容を表明、確約いたします。

1. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力(裏面1参照)のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
2. 現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者との関係(裏面2参照)にいずれも該当しないことを表明、確約いたします。
3. 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等(裏面3参照)を行わないことを表明、確約いたします。
4. これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、除名処分とされても一切異議申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私(弊社)の責任とすることを表明、確約いたします。

## 裏面

### 1. 反社会的勢力

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

### 2. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)との関係

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 3. 暴力的な要求行為等

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第6号様式（第7条関係）

## 退 会 届

公益社団法人 熊本県トラック協会  
会 長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

印

電 話

F A X

私は、貴協会の定款第8条の規定に基づき、退会いたしますのでお届けいたします。

なお、退会に当り所定の義務は確実に完了しますとともに、会員としての一切の権利を失い何らの請求もいたしません。

年 月 日

以上